

水道 水道課からのお知らせ

問 水道課 ☎476-1111
下水道管理係(195)・庶務係(192)

◆下水道の正しい使い方について!!【下水道管理係】

下水道の供用区域内には、17箇所のマンホールポンプ場があり、この施設は下水を低い場所から次の場所へ送るために重要な施設です。家庭の排水口から流れ出た下着類や雑巾がポンプに詰まると停止、故障の原因となります。

下水道は、町の豊かな自然や皆さんの生活環境をより良くするための大切な公共財産です。

下水道を使用する皆さん一人ひとりがルールを守り、下記のことを留意し、上手に使うことを心掛けてください。

【台所】

●調理くず、ご飯の残り、てんぷら油などは流さないでください。

※油類は、管が詰まる最大の原因です。本管だけではなく宅内排水設備を掃除するのも一苦労です。廃食油として資源回収した後、フライパンなどに付いた油は、必ず紙などで拭き取って(染み込ませて)一般ごみとして出してください。



【トイレ】

●水に溶けない紙や異物などトイレットペーパー以外の紙を流さないでください。

●生理用品、ビニール、紙おむつ、雑巾、タバコの吸殻などは流さないでください。

●髪の毛、布くずなどは流さないでください。

◆水道メーター、水道・給湯設備を定期的に点検しましょう【庶務係】

この時期は厳しい冷え込みの影響により、宅地内の水道管や給湯設備が凍結し、破損する可能性があります。その他にも、トイレ・蛇口などの老朽化により水漏れが発生することがあります。水漏れ分も水道料金として請求されますので、以下の点に注意していただき点検をお願いします。

◎寒冷期に注意すること (空き家などは要注意)

①むき出しになっている水道管はありませんか。(水道管を保護する資材が市販されています。)

②給湯器から水漏れはしていませんか。(管が凍って水が出なかった場合は要注意)

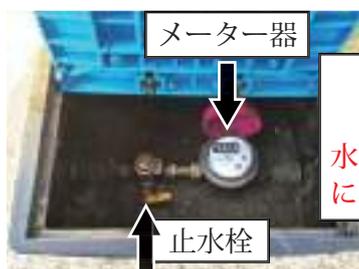
◎年間を通じて注意すること

蛇口を開けていないのに、メーター器は回っていませんか。(下図参照)

※止水栓(水を止める元栓)についても、その位置と水が止まるかを確認しておきましょう。

(故障して水が止まらないことがあります。)

なお、個人宅地内の水道設備(水道管など)は個人財産となるため、その修理費用はメーターの前後を問わず所有者負担となります。(大崎町では、給水設置負担金をいただいております。)



パイロット
(右図の矢印)
水を使用していない時に回る場合は漏水です。

